

三島市条例第32号

三島市駐車場条例の一部を改正する条例

三島市駐車場条例（平成6年三島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「三島市営中央駐車場にあつては長さ4.90メートル以下、幅1.75メートル以下、高さ2.10メートル以下のものとし、三島市営三島駅南口駐車場にあつては長さ5.00メートル以下、幅1.90メートル以下、高さ2.10メートル」を「長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.1メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

